

令和7年度埼玉県農薬指導マスター研修会の御案内

埼玉県では、農薬による危被害防止等のため、農薬使用者等に対して、より高度な指導を行う方を「農薬指導マスター」として認定するための研修会を開催します。

1 農薬指導マスターの役割

- (1) 農薬取締法、その他農薬に関する法令の遵守と農薬使用者に対する指導
- (2) 農薬の特性及び安全使用、病虫害及び雑草の防除等に関する正しい知識の習得と農薬使用者への指導
- (3) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の農薬の適正な取り扱いと農薬使用者への指導
- (4) 農薬の適正な保管管理と農薬使用者への指導
- (5) 農薬の危被害や環境汚染の防止と農薬使用者への指導
- (6) その他、農薬の安全かつ適正な使用の確保に必要な事項

2 受講要件及び認定方法

(1) 認定要件

次の要件に該当し、研修の全課程を修了するとともに、認定試験に合格した方を、農薬指導マスターに認定します。(認定期間は原則として3年間)

○満20歳以上で次のいずれかに該当し、かつ、毒物劇物取扱責任者資格を有する方

- ア 埼玉県内に所在する農業協同組合に所属する営農指導員
- イ 埼玉県内に所在する農薬販売店に勤務し、農薬販売に従事する方
- ウ 埼玉県内に所在する防除業者の営業所に勤務し、かつ農薬を用いた防除に従事する方
- エ その他、埼玉県知事が認めた方

(2) 試験の免除

ア 農薬関係資格を有する場合

受講資格を有し、研修の全課程を受講した方のうち、実務経験が概ね2年以上であり、次の農薬関係の資格を有する方は、認定試験が免除されます。

認定団体名	農薬関係資格
全国農業協同組合連合会	防除指導員
全国農薬協同組合	農薬安全コンサルタント
他都道府県	農薬管理指導士

※毒劇物取扱責任者資格を有しているだけでは、試験免除にはなりません。

イ 認定の更新

次に該当する方は、研修の全課程を修了することにより認定を更新します。

- (ア) 認定期間が令和8年3月31日で満了する方
- (イ) 認定期間が令和7年3月31日満了で昨年度に更新研修を受講できなかった方(ただし、新たな認定期間は2年間になります。)

3 開催方法

(1) 日 時

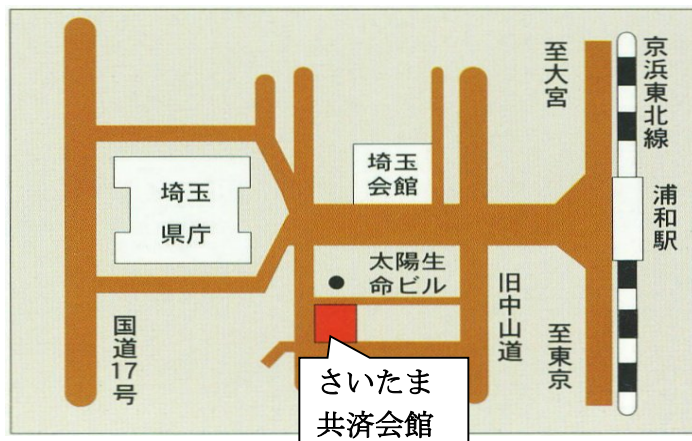
令和8年1月19日（月）10時から15時35分

※受付時間は9時30分～10時です。

※新規の方は研修終了後に認定試験を実施しますので、終了時間は16時25分です。

(2) 場 所

さいたま共済会館 6階601・602（さいたま市浦和区岸町7-5-14）



※公共交通機関を御利用ください。

【JR 宇都宮線・高崎線・京浜東北線】

浦和駅西口から徒歩約10分

(3) 注意事項

- ・研修会開始後30分を過ぎた場合は受講できませんので、御注意ください。
- ・筆記用具をお持ちください。
- ・テキストは農産物安全課で用意し、当日配布します。
- ・研修会場内での飲食は可能ですが、ゴミは各自でお持ち帰りください。
なお、弁当の手配はいたしません。
- ・受講票の送付はいたしません。当日、研修会場にお越しください。

4 研修会スケジュール

別紙をご参照ください。

5 申込方法

(1) 申請に必要な書類

	対 象	申請書	添付書類
新規	新規に認定を希望する方	様式2号	・毒物劇物取扱責任者資格を証する書類の写し
新規 (更新扱い)	他の農薬関係資格を有している方	様式4号	・毒物劇物取扱責任者資格を証する書類の写し ・免除の要件を証する書類の写し
更新	更新を希望する方	様式3号	なし

(2) 申請書の入手方法

農産物安全課ホームページからダウンロードしてください。

(3) 申込方法

原則、埼玉県電子申請・届出サービスによりお申し込みください。やむを得ない場合は、メール又は郵送によりお申し込みください。

なお、農協職員の方及び農薬販売店の方は、次のウのあて先に送付してください。

ア 埼玉県電子申請・届出サービスによる方法

農産物安全課のホームページにアクセスし、申請してください。

以下QRコードからも、電子申請・届出サービスにアクセスできます。

※他の農薬関係資格を有している方は、更新の窓口からお申し込みください。



更新の方はこちらから↑



新規の方はこちらから↑

イ メール又は郵送による方法

下記のあて先に送付ください。

【メール】

a4070-04@pref.saitama.lg.jp

【郵送】

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部農産物安全課 農薬・植物防疫担当

ウ 農協職員の方及び農薬販売店の方の申請方法

次のあて先に送付してください。

(ア) 農協職員の方

全国農業協同組合連合会埼玉県本部 生産資材部肥料農薬課

〒369-1108 深谷市田中2065

電話 048-583-5422 FAX 048-583-6306

(イ) 農薬販売店の方

埼玉県農薬販売協会

〒360-0023 熊谷市佐谷田2967-1 株式会社栗原弁天堂内

電話 048-522-4342 FAX 048-522-5165

※申請書について、職場先の名称は正式名称でご記入ください。

また、同一の職場から複数名申請する場合は、職場先の名称を統一してください。

6 申込期限

令和7年11月28日（金）

7 費用

無料（ただし、申請に係る費用や研修会当日の交通費等は自己負担となります。）

8 その他

個人情報の取り扱い

埼玉県農林部農産物安全課は、申請に際して御提供いただいた個人情報について、以下の目的にのみ利用します。申請者の同意なく目的外に利用することはありません。

- ・農薬指導マスター認定及び更新研修会における受付名簿
- ・農薬指導マスター認定者に対する認定証の交付
- ・更新研修受講者の受講確認
- ・農薬の安全使用に関する情報提供
- ・農薬指導マスター研修会の開催案内（所属する団体・企業等への提供を含む）

※特段の事情がある場合を除き、書類等の送付先は職場とさせていただきます。